

第 3 回義肢等補装具専門家会議の検討概要

1 第 2 回会議の継続検討事項

(1) 体幹装具について

ア 検討事項

前回の会議の議論を踏まえ、「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第 8 級以上」の被災労働者に対しては、軟性装具及び骨盤帯を支給することとしてよいのか検討した。

イ 検討概要

- ・ 体幹装具の支給対象者である障害等級第 8 級以上の荷重障害には、硬性装具を常に必要とする者であり、体幹を十分に支持するために硬性装具の装着を常時必要とする者が該当するが、被災労働者にとっては、現実的には、硬性装具を常時装着していることは身体的に大変厳しいことから、本来必要な体幹の支持効果を見込むことができないものの、軟性装具の装着を行わざるを得ないことも多いので、そのような場合には軟性装具等を認めても差し支えない。
- ・ 支給対象については、「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第 8 級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者」とし、体幹を支持するため医師が必要と認める「金属枠、硬性、軟性、骨盤帯」のいずれかを支給することによりよい。

2 褥瘡予防用敷ふとん

(1) 現状

褥瘡予防用敷ふとんの支給対象者については、「傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けているせき髄損傷者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けているもの」であるが、褥瘡の発生のおそれは、せき髄損傷者に限定されるものではなく、脳の損傷により高度の四肢の麻痺が認められる者や両上下肢の亡失又は機能を全廃した者についても、褥瘡の発生のおそれがある。

(2) 検討内容

褥瘡予防用敷ふとんについて、脳の損傷により高度の四肢の麻痺が認められる者や両上下肢の亡失又は機能を全廃した者についても、褥瘡の発生のおそれがあることから、支給対象とすべきか検討した。

(3) 検討結果

- ・ 褥瘡の発生は、せき髄損傷者に限定されるものではなく、脳の損傷による高度の四肢の麻痺を有する者、両上下肢の亡失又は機能を全廃した者で、自らの意思で体位の変更が不可能である者についても、褥瘡の発生のおそれがあることから、当該者に対しても褥瘡予防用敷ふとんを支給することが適当である。
- ・ 褥瘡予防用敷ふとんの支給対象者については、「傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けている神経系統の機能に著しい障害を残す者又は両上下肢の亡失若しくは機能を全廃した者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けている者」とすることがよい。

3 電動車いす

(1) 現状

現行制度では、「両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車いすの使用が著しく困難である者」等を支給対象者としているが、障害者自立支援法の補装具費支給制度においては、呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者も支給対象者としている。

(2) 検討内容

現行制度で支給対象者としている両下肢及び両上肢に著しい障害を残し、車いすの使用が著しく困難である者のほか、呼吸器機能障害、心臓機能障害により歩行に著しい制限を受ける者についても支給対象者とすべきか検討した。

(3) 検討結果

- ・ 呼吸器又は循環器の障害については、障害認定基準において規定されており、業務災害又は通勤災害により呼吸器又は循環器の障害を受けた者の中には、当該障害により歩行が困難である者が認められる。
- ・ 「業務災害又は通勤災害により呼吸器又は循環器の障害を受けた者であって、車いすの使用が著しく困難である者」に対しても、電動車いすを支給することがよい。
- ・ 具体的には、
 - ・ 呼吸器又は循環器の障害により、傷病（補償）年金第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者
 - ・ 呼吸器の障害により、障害（補償）給付第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、次のいずれかの要件に該当する者

- (ア) 動脈血酸素分圧が50 Torr 以下であること
 - (イ) 動脈血酸素分圧が50 Torr を超え60 Torr 以下であり、動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲（37 Torr 以上43 Torr 以下）にないこと
 - (ウ) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、%1秒量が35以下又は%肺活量が40以下であること
- を支給対象者に追加することによい。

4 筋電電動義手

(1) 現状

筋電電動義手については、昭和54年から研究に資するため限定的に支給を認めている。支給対象者は、原則として両上肢を腕関節以上で失った者又はこれと同等の者であり、支給本数は1人につき1本とし、支給価額はソケット代を含み63万円以下である。

筋電電動義手は、修理等の体制や当該義肢の適合性を計る体制が確立されていないものの、両上肢の切断者にとってその必要性は高い。

筋電電動義手は通常120万円程度するため、現行制度の63万円以下という基準価格では給付が困難である。

(2) 検討内容

研究用で支給を認めている筋電電動義手について、今後も研究用支給を継続するかどうか、また、支給対象者、基準価格についてはどのような基準とするべきか検討を行った。

(3) 検討結果

- ・ 筋電電動義手については、十分な医学的管理が可能である医療機関が非常に少ないこと、必要な機器のメンテナンス（製作、修理）を行うことが可能である義肢製作業者が少ないことから、全国において統一的な制度運営が困難であり、本支給とすることは困難である。
- ・ 過去の支給状況等を踏まえ、両上肢を手関節以上で失った者に対する効果が明らかであることから、両上肢を手関節以上で失った者に対しては、現行の研究用支給ではなく、基準外として支給することがよい。
- ・ 基準外支給であっても、適正な支給を実施するため、支給対象者、基準価格を定めることがよい。
- ・ 支給対象者については、
 - (ア) 両上肢を手関節以上で失ったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、次の要件を全て満たす者

- ① 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できる者であること
 - ② 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有している者であること
 - ③ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること
 - ④ 装具を装着することができる断端を有する者であること
- (イ) 1上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の機能が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、上記の4つの要件全てを満たす者
でよい。
- ・ 価格については、ソケット代を含む1本当たりの価格を設定するのではなく、実勢価格を調査して、基準価格として、基本価格、製作要素価格、部品価格を決定することがよい。
 - ・ 業務災害又は通勤災害により、片側上肢を手関節以上で失った者に対しては、事案の収集及び分析を行い、どのような条件の下で支給を行うべきか等の検討をするため、年間の支給本数、装着訓練等を行う医療機関を限定した上で、研究用支給を3年間程度実施することがよい。